

当院では令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
5. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施する為の十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制によって、初診時に限り医療DX推進体制整備加算8点を算定しております。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。